（電気放熱器）

第二百九十四条　国際航海に従事する船舶（総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く。）、国際航海に従事しない旅客船又は総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならない。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならない。

第三百条　外洋航行船（国際航海に従事する旅客船を除く。）、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならない。

一・二　（略）

2～6　（略）

第三百一条の二　外洋航行船（国際航海に従事する旅客船を除く。）、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第一項第二号ロに掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。

2・3　（略）

（非常配電盤）

第三百二条　外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。

2～6　（略）

（非常電源等の配置）

第三百二条の二　外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（船舶復原性規則の一部改正）

第二条　船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。）をいう。 3～8　（略）	（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶をいう。 3～8　（略）